



ビューローベリタス名古屋 2 事務所（名古屋、名古屋駅前）をいつもご利用いただきありがとうございます。
最新情報をお知らせいたします。

–INDEX–

【トピックス】

- ◆ 住宅省エネルギー性能証明書発行業務を開始します
- ◆ BV MAGAZINE 10 February 2023
- ◆ 【コラム連載】改訂版「告示にかかる審査」解説シリーズ
- ◆ 書籍「マンガで読む建築基準法」出版のお知らせ
- ◆ 建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.39 | 病院・診療所 | 病院・診療所の用途による規制を知るんだポン！

【最新情報（法令・地域条例）】

＜国交省関連＞

- ◆ 農作業のために必要な休憩施設、便所の取扱いについて

＜地域条例等＞

- ◆ 中部以外の地域について

▼名古屋 2 事務所からヒトコト

- ◆ 営業 吉田

【インフォメーション】

- ◆ 建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介
- ◆ 技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

トピックス

住宅省エネルギー性能証明書発行業務を開始します

ビューローベリタスジャパン株式会社では「特定エネルギー消費性能向上住宅およびエネルギー消費性能向上住宅の新築取得等をした場合の住宅ローン税額控除の特例並びに特定エネルギー消費性能向上住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に係る租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 16 項および第 17 項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」（令和 4 年 5 月 20 日、国土交通省住宅局）等に基づいて住宅の省エネルギー性能を証明する書類の発行を実施します。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/ctc-business/he/>

BV MAGAZINE 10 February 2023

BV MAGAZINE 最新号に下記記事が掲載されました。

- ◆ 住宅取得支援策について
<https://www.bureauveritas.jp/magazine/230210/002>
- ◆ 建築基準法第 12 条定期報告（特定建築物定期調査）2023 年度（令和 5 年度）の報告対象

【コラム連載】改訂版「告示にかかる審査」解説シリーズ

多数のリクエストにお答えし、2006年に掲載していたコラム「告示にかかる審査」解説シリーズの改訂版を、「避難安全検証法」、「免震建築物の審査」、「限界耐力計算」の3つの分野に展開し、連載コラムとして掲載していきます。

今回は「免震建築物の審査」《法的な変遷と免震建築物の設計法》と《免震建築物の構造計算フロー》について解説します。

- 免震建築物の審査 《法的な変遷と免震建築物の設計法》
https://www.bvjc.com/column/column_007.html
- 免震建築物の審査 《免震建築物の構造計算フロー》
https://www.bvjc.com/column/column_008.html

書籍「マンガで読む建築基準法」出版のお知らせ

ビューロー・ベリタスジャパン株式会社建築認証事業本部が監修・執筆した書籍「マンガで読む建築基準法」が2月2日に発売されました（発行元：株式会社エクスナレッジ）。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/230202.html>

建築知識のポン太くんと学ぶ 用途別・建築法規 vol.39 | 病院・診療所 | 病院・診療所の用途による規制を知るんだポン！

建築のプロに必要な情報をタイムリーに提供する専門誌「建築知識」2023年3月号（2023年2月20日発行/株式会社エクスナレッジ）に、弊社社員が記事を執筆しました。

→詳しくはこちら <https://www.bvjc.com/news/230220.html>

最新情報（国交省関連）

●農作業のために必要な休憩施設、便所の取扱いについて

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という）第48条第8項の規定に基づく田園住居地域における建築物の用途の制限に関し、農作業のために必要な休憩施設、便所の取扱いについて、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、下記のとおり通知します。なお、都道府県建築行政主務部長、特定行政庁および地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

→続きはこちら <https://www.bvjc.com/news/ordinance/mlit.html#m230228>

最新情報（法令・地域条例）

中部以外の地域について

●北海道札幌市/建築基準法第7条の3第1項第2号および第6項の規定による特定工程および特定工程後の工程の指定の一部改正について

北海道札幌市は令和4年12月22日付で「建築基準法第7条の3第1項第2号および第6項の規定による特定工程および特定工程後の工程の指定」の一部を下記の通り改正しました。

改正前

- 1 省略
- 2 中間検査を行う建築物の構造および用途

一の建築物における新築、増築または改築に係る部分の地階を除く階数が 3 以上のもので、当該部分を共同住宅またはこれとその他の用途を併用するもの。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

(1)および(2)省略

(3)法第 85 条第 5 項または第 6 項の適用をうけるもの

(以下省略)

改正後

1 現行のとおり

2 中間検査を行う建築物の構造および用途

一の建築物における新築、増築または改築に係る部分の地階を除く階数が 3 以上のもので、当該部分を共同住宅またはこれとその他の用途を併用するもの。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

(1)および(2)省略

(3)法第 85 条第 6 項または第 7 項の適用をうけるもの

(以下現行のとおり)

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

札幌市 都市局 建築指導部 管理課

TEL: 011-211-2859

●埼玉県朝霞市/朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきまして、以下のとおり一部改正し、令和 4 年 12 月 21 日に公布、同日より施行されました。

1. 改正条例 朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

2. 改正理由 令和 4 年 9 月 20 日に告示された朝霞都市計画地区計画において、新たに あずま南地区が追加され、地区整備計画が定められたことに伴い、建築基準法 第 68 条の 2 に基づき、当該地区整備計画のうち以下の内容について、朝霞市 地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 3 年朝霞市条例第 10 号）で、制限として定めるための改正を行いました。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

朝霞市 都市建設部 開発建築課

TEL: 048-463-2585

●神奈川県横浜市/横浜市建築基準条例の一部改正について

令和 4 年 12 月 28 日に横浜市建築基準条例の一部改正を行いました。本改正の施行は、令和 5 年 1 月 1 日からとなっています。なお、本改正に伴い、「横浜市建築基準条例および同解説集」の改訂を行っています。

〈改正概要〉条例第 4 条の 3(用途地域内における敷地の駐車施設)について改正を行いました。

詳細については下記にてご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/jorei/shiho/shiho.html>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

横浜市 建築局 建築指導部 建築指導課 意匠担当

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10 25 階

TEL: 045-671-4552 FAX: 045-681-2437

●神奈川県川崎市 /川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の公布について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の公布について、令和 4 年 12 月 28 日付けで、以下の条例が公布されました。

公布条例：川崎市地区計画の区域内における建築物に係る条例の一部を改正する条例（川崎市条例第 84 号）

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

川崎市 まちづくり局指導部 建築管理課担当課 建築企画担当 植野
川崎市川崎区宮本町 1 番地
TEL: 044-200-3018 FAX: 044-200-3089

●**神奈川県川崎市/災害危険区域の指定について**

川崎市建築基準条例第 3 条の規定に基づき、災害危険区域を指定しました。

指定年月日：令和 5 年 1 月 18 日
指定区域名称：枳形 6 丁目 C 地区災害危険区域
適用：多摩区枳形 6 丁目 4260 番 1 ほか

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

川崎市 まちづくり局指導部 建築管理課担当課長 建築企画担当 清水
川崎市川崎区宮本町 1 番地
TEL: 044-200-3018 FAX: 044-200-3089
E-mail: 50kekan@city.kawasaki.jp

●**京都府京都市/京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について**

京都市では都市計画審議会の議を経て決定または変更した以下の地区計画において、その内容を条例として規定し、建築基準法等の対象とすることで、地区計画をより実効性のあるものとするため条例を改正されました。

詳細については下記にてご確認ください。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）久世築山町ものづくり拠点地区計画
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000305394.html>

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）佛教大学広沢地区計画
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000154881.html>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

京都市 都市計画局 都市企画部 都市計画課
TEL：075-222-3505

●**兵庫県/土砂災害特別警戒区域の解除について**

兵庫県では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 8 項の規定により、平成元年兵庫県告示第 620 号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定の解除がなされました。

- ・名称：林崎(2) I（139030094）
- ・指定を解除する区域：佐用郡佐用町林崎
- ・土砂災害の発生原因となる自然現象の種類：急傾斜地の崩壊

詳細については下記にてご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/koho/documents/20221227t.pdf>
（令和 4 年 12 月 27 日 火曜日 第 375 号県公報）

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

兵庫県 まちづくり部 建築指導課 防災耐震班
TEL : 078-362-3635

●奈良県広陵町/地区計画に関する条例の改正について

奈良県では、広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を次の通り改正されました。

- ・条例の名称：広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
- ・条例施行日：令和 4 年 12 月 22 日
- ・改正概要：都市計画決定された「竹取公園西地区計画」についての追記および「建ぺい率」を「建蔽率」へ修正(令和 4 年 11 月 2 日付)

詳細については下記にてご確認ください。

詳しくは：http://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000005/5851/R4teirei4_gian.pdf
(上記ウェブサイト先 69 ページよりご確認ください)

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

奈良県 広陵町 役場都市整備部 都市整備課
TEL : 0745-55-1001

●広島県/災害危険区域の指定について

広島県建築基準法施行条例（昭和 47 年条例第 16 号）第 3 条の規定により指定されました。急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第三条第一項の規定によって次の土の区域が急傾斜崩壊危険区域に指定されました。

尾道市 瀬戸田町 瀬戸田 潮音山東地区（追加）

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県 建築課 構造審査グループ
TEL: 082-513-4159

●広島県/急傾斜地崩壊危険区域の一部廃止について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第三条第一項の規定によって次の土地の区域が急傾斜崩壊危険区域から廃止されました。

横尾地区（追加）

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島県 建築課 構造審査グループ
TEL: 082-513-4159

●広島県/土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の解除および指定について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項および第 6 項並びに第 9 条第 8 項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定が解除されました。

広島県広島市南区本浦町 28 他

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

●広島県広島市/広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部が改正されました。

改正された地区：西風新都伴中央平木地区

詳しくは

[広島市総合トップページ](#)> [事業者向け情報](#)> [建築に関する法令等](#)> [建築基準法に関する条例・規則](#)> [建築基準法に関する条例・規則](#)

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島市 建築指導課 第一指導係
TEL：082-504-2287

●広島県広島市/広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率が変更されました。

令和4年12月26日付で西風新都伴中央平木地区および広島港五日市地区（工業地区B）の区域が市街化区域に編入されました。これに関連し、同日付で建築基準法第52条第1項第8号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二および別表第3の5の項（に）の欄の規定に基づき、用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内にある当該地区の容積率が変更されました。

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島市 建築指導課 第一指導係
TEL：082-504-2287

●広島県広島市/土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の解除について

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」の規定に基づき、下記のとおり、令和4年12月22日付けで、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の解除がなされました。

南区 黄金山（仁保）

詳しくは下記ウェブサイトをご確認ください。

<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/>

詳細については下記お問い合わせ先へご確認ください。

広島市 建築指導課 第二指導係
TEL: 082-504-2288 FAX: 082-504-2529

名古屋 2 事務所からヒトコト

早いもので2月も下旬となりました。暦では雨水(うすい)、雪から雨に、氷がとけて水になるという意味です。草木が芽生え、農耕の準備が始まる目安とされ、春一番が吹くのもこの時期です。今まさにその通りの気候となって参りました。これから年度末の多忙な時期を迎えますが、こうした季節の移り変わりを感じる時期でもあるのではないのでしょうか。当社は毎年この時期はお問い合わせなどをごさるお客様が多くいらっしゃいます。ご相談等ございましたらお早めにお願ひできればと存じます。メール、オンラインだけでなく、お気軽にご来社いただける環境作りを徹底しております。多くの皆さまからのご連絡をお待ちしております。

営業 吉田

インフォメーション

建物・設備の定期検査（インサービス検査事業本部）のご紹介

ビューローベリタスでは 2011 年に建物の定期検査サービスをスタートし、
現在は**年間 9,800 件***の検査を実施しております。* 2021 年度検査実績

特定建築物定期調査のほか、建築設備定期検査、学校施設の非構造部材耐震点検、防火設備定期検査、防災・
防火・消防設備・消防点検報告そして電気保安管理業務も行っております。

→建物・設備の定期検査についての詳細はこちら <https://www.buil-repo.com/>

技術監査サービス（技術監査事業部）のご紹介

技術監査事業部では、建物の環境や快適性を評価認証する、CASBEE 評価認証、LEED 認証適合性検証、WELL
認証適合性検証、また、遵法性調査、法適合状況調査、テクニカル・デューデリジェンス®、品質監査（QATA）などを
行っています。

→技術監査サービスについての詳細はこちら <https://kansa.bvjc.com/>

※※Newsmail の情報・ウェブサイト先等は 2023 年 2 月 28 日現在の情報です。※※
ご不明な点、ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

ビューローベリタスジャパン株式会社建築認証事業本部

名古屋事務所
名古屋駅前事務所

TEL:[052-238-6363](tel:052-238-6363)
TEL:[052-589-8977](tel:052-589-8977)

FAX:052-238-6234
FAX:052-583-8975

ウェブサイト:[Bureau Veritas Japan](https://www.bureau-veritas-japan.com/) | [建築確認](#)

(C)2023 Bureau Veritas Japan